

事 業 主 殿

神奈川県電子電気機器健康保険組合
理事長 藤 田 力



令和 3 年 8 月から令和 3 年 12 月までの間に新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者についての健康保険の標準報酬月額保険者算定の特例の延長等について

平素より当健康保険組合の事業運営につきましては、格段のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

令和 2 年 4 月から令和 3 年 7 月までの間に新型コロナウイルス感染症の影響により休業した方について、事業主からの届出により、健康保険の標準報酬月額を、通常の随時改定によらず、特例により翌月から改定可能とする措置が講じられているところです。今般、令和 3 年 8 月から同年 12 月までの間に新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した方についても、特例改定の対象となりました。

また、令和 2 年 6 月から令和 3 年 5 月までの間に休業により著しく報酬が下がり改定特例を受けている方についても特例措置が講じられましたのでお知らせいたします。

取り扱いの詳細については、別紙「新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者についての健康保険の標準報酬月額保険者算定の特例の延長について」(令和 3 年 8 月 4 日付、厚生労働省保険局保険課長発)をご覧ください。

届出にあたっては、下記の点にご留意ください。

記

1. 届出の際に必要な添付書類

- ① 令和 3 年 8 月から同年 12 月までの間に新たに休業により報酬が著しく下がった方の特例
 - ・「被保険者報酬月額変更届『令和 3 年 8 月～令和 3 年 12 月を急減月とする場合』」
 - ・「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額の特例に係る申立書」(原本)
 - ・「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額の特例に係る同意書」(写)

届出には、3 か月の各月の「支払基礎日数・報酬月額等」は記載してください。
急減月のみ記載の場合は、出勤簿・賃金台帳等の確認をもとめることがあります。

- ② 令和 2 年 6 月から令和 3 年 5 月までの間に休業により報酬が著しく下がり特例改定を受けている方の特例
 - ・「被保険者報酬月額変更届『8 月報酬による定時決定の場合』」
 - ・「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額の特例に係る申立書」(原本)
 - ・「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額の特例に係る同意書」(写)